

湯沢市財政運営方針

(令和4年度～令和8年度)

総務部財政課

令和3年10月

－ 目 次 －

1	はじめに.....	1
2	本市を取り巻く状況.....	1
	（1） 社会の急激な変化.....	1
	（2） 本市の財政状況.....	1
3	財政運営方針.....	1
	（1） 基本方針.....	1
	（2） 方針期間.....	2
	（3） 財政計画.....	2
4	財政健全化目標.....	3
	（1） 目標の設定.....	3
	（2） 現在の状況（令和2年度普通会計決算ベース・速報値）.....	4

1 はじめに

本市では、第2次湯沢市総合振興計画に掲げた将来像「人のつながりで磨かれる、^{エネルギー}熱あふれる美しいまち」の着実な推進のため、湯沢市経営戦略（令和3年度～令和8年度）において「市民が安全・安心して暮らし続ける地域づくり」を経営理念に掲げ、持続的な地域経営の実現に向けて総合的に取り組んでいます。

今後の持続的な地域経営には、行財政運営の根幹を担う財政の永続的で安定的な維持が欠かせません。そこで、「将来にわたる財政規律の堅持」を目標に、湯沢市財政運営方針（以下、「本方針」という。）を策定します。

2 本市を取り巻く状況

（1）社会の急激な変化

人口減少と少子高齢化が進展する社会構造、ICTの飛躍的な進歩とビジネス変革、さらにはコロナ禍がもたらした急激な社会変化（ニューノーマル：新しい日常）により、従来の枠組にとらわれない新たな発想による行政経営の展開が急務となっています。

また、地域社会の成熟化にともない、これまで以上に高度化・多様化・複雑化する市民ニーズに対応するため、市民や企業・団体、地域コミュニティと連携・協働しながら、変化に対応したまちづくりを推進していくことが欠かせません。

（2）本市の財政状況

歳入においては、自主財源の割合が予算総額に対して小さく、地方交付税や国・県支出金、地方債の借入などの財源に依存する状況が続いているため、本市の財政基盤は脆弱な状況にあるといえます。一方、歳出においては、一般財源の大半を人件費、公債費、扶助費といった義務的経費や、市政の安定的な運営に欠かせない経常的経費に充てており、本市の財政構造は硬直化しているといえます。

以上の状況を踏まえ、市民サービスの維持・向上を図りながら、健全で持続可能な財政運営を推進するには、短期的な視点、長期的な視点の両面において財政規律の堅持を念頭に、計画的な財政運営が求められます。

3 財政運営方針

（1）基本方針

現下の財政状況における総合振興計画の着実な推進のため、本方針の目標である「将来にわたる財政規律の堅持」を達成するため、財政運営に係る基本方針を掲げ、戦略的に取り組みます。

【基本方針1】健全財政の推進

- ア 今後の財政事情を踏まえた計画的な財政運営
- イ 財政健全化目標の設定と測定結果の公表
- ウ 市債残高の適減

【基本方針2】歳入基盤の強化

- ア 国県等財政支援制度の有効活用
- イ 自主財源の安定確保
- ウ 債権管理、受益者負担の適正化

【基本方針3】歳出の適正化

- ア 経常的経費の精査
- イ 実績測定と検証評価の徹底
- ウ 成果重視の予算編成

(2) 方針期間

本方針の期間は、第2次総合振興計画基本計画（後期）及び湯沢市経営戦略に合わせ、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

- ア 第2次総合振興計画基本計画（後期：令和4年度～令和8年度）
- イ 湯沢市経営戦略（令和3年度～令和8年度）

(3) 財政計画

本方針の目標である「将来にわたる財政規律の堅持」の指針とするため、将来の財政事情を踏まえた財政計画を策定します。

- ア 会計単位は、地方財政状況調査（決算統計）に準じた普通会計をベースとします。
- イ 計画期間は、直近5年間とします。
- ウ 財政計画は、策定時点において一定の条件をもとに策定したものであるため、制度改正や各政策の推進状況、決算状況等を踏まえ、毎年度ローリング（時点修正）を行うこととします。



4 財政健全化目標

(1) 目標の設定

本方針の目標の達成度合いを測る指標として財政健全化目標を設定し、毎年測定することで、目標達成に向けた動向を把握します。

種別	指標名	R 2 速報値	R 8 指標値	根拠
ア 健全化判断比率				
①	実質公債費比率	12.4%	11.2%	地方債残高の 逓減による
②	将来負担比率	80.1%	78.2%	地方債残高の 逓減による
イ 財政指標				
①	財政力指数	0.31	0.40	類似団体平均 ※1
②	経常収支比率	94.4%	93.7%	類似団体平均 ※1
③	公債費負担比率	14.8%	15.0 以下	警戒ライン 以下
ウ その他の指標				
①	財政調整基金残高	47.74 億円	35 億円	普通会計予算 の 1 割+ α
②	地方債残高	320.59 億円	281 億円	経営 KPI ※2
③	公営企業会計に対する 経常的補助金	8.49 億円	8.23 億円	経営 KPI ※2

※1 全国の市町村を人口と産業構造により分類

※2 湯沢市経営戦略 (R3~R8) KPI より

(2) 現在の状況（令和2年度普通会計決算ベース -速報値-）

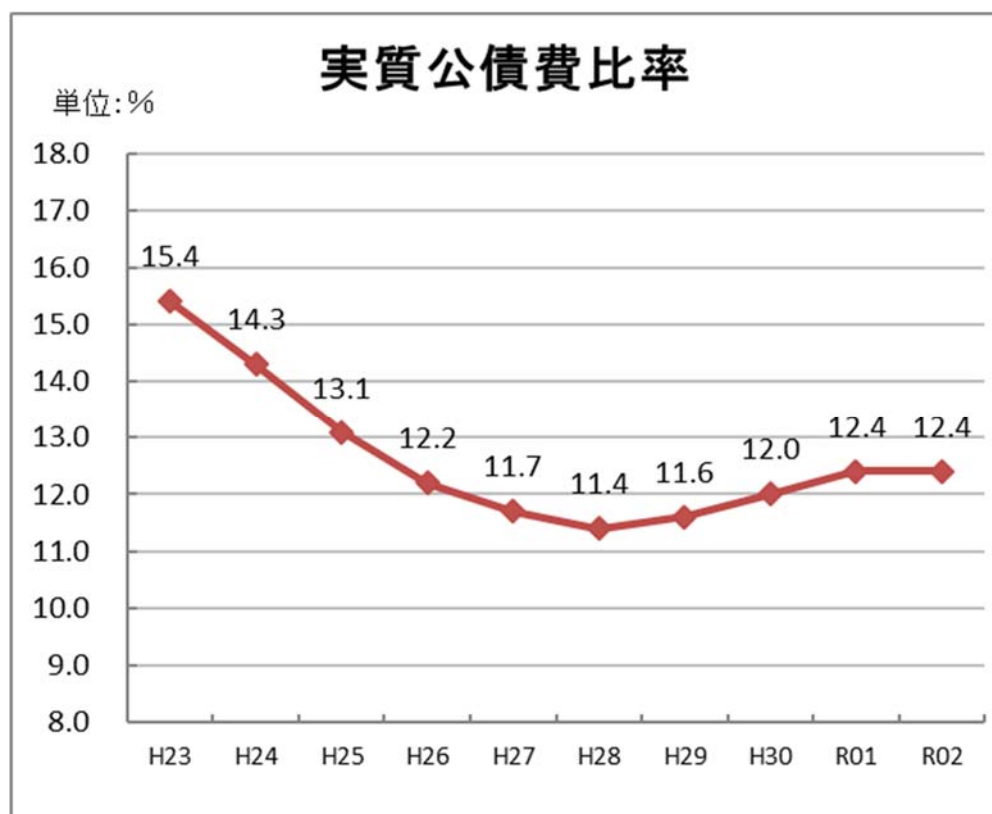
ア 健全化判断比率

① 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、資金繰りの程度を示す指標。

地方財政法により 18%以上になると起債発行にあたり総務大臣の許可が必要となる。地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、早期健全化基準である 25%を超えると財政健全化に取り組むことが必要になり、一般単独事業債の発行が制限される。さらに財政再生基準である 35%を超えると一般公共事業債の発行が制限される。

本市の令和2年度は 12.4%となっており、起債発行に許可が必要な 18%を下回っているものの、類似団体平均である 9.5%を上回っている状況であるため、今後は地方債発行額を年間 20 億円以内に抑制する取組み等により、公債費の抑制に努める。

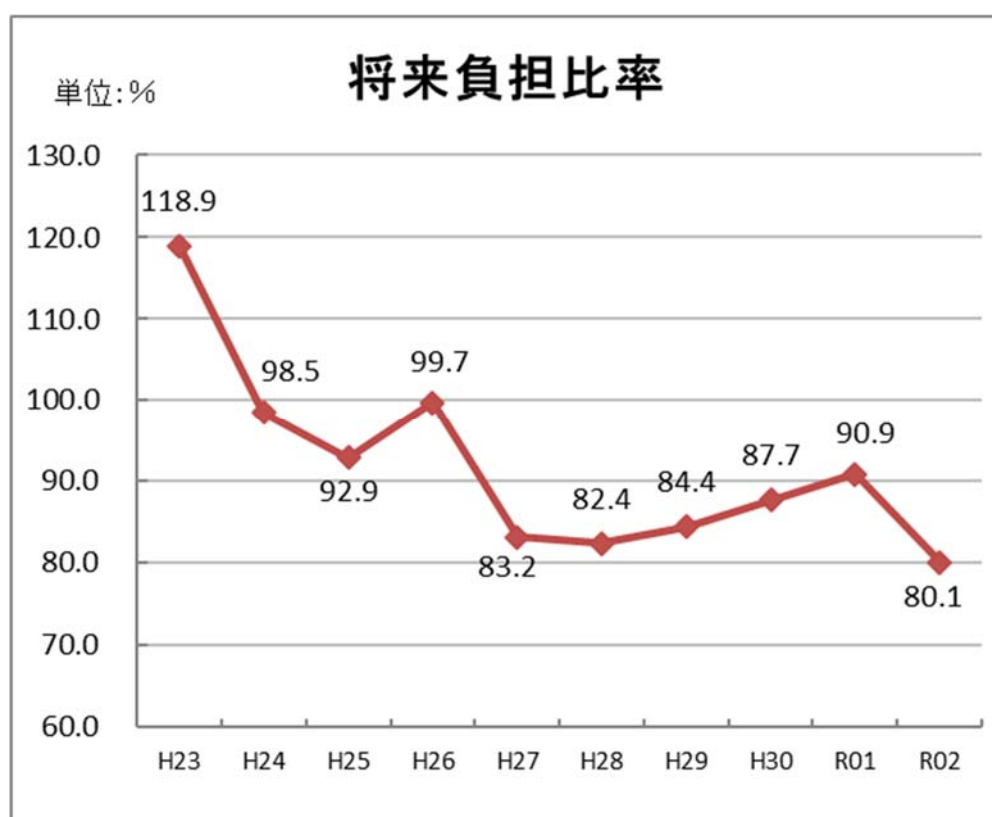


② 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、早期健全化基準である350%（市町村）を超えると、財政健全化に取り組むことが必要になる。

本市の令和2年度は80.1%となっており、早期健全化基準となる350%を下回っているものの、類似団体平均である49.0%を大きく上回っている状況であるため、今後は地方債発行の抑制や充当可能基金の確保、特別会計や公営企業会計における経営の効率化等により、将来負担比率の改善を図る。

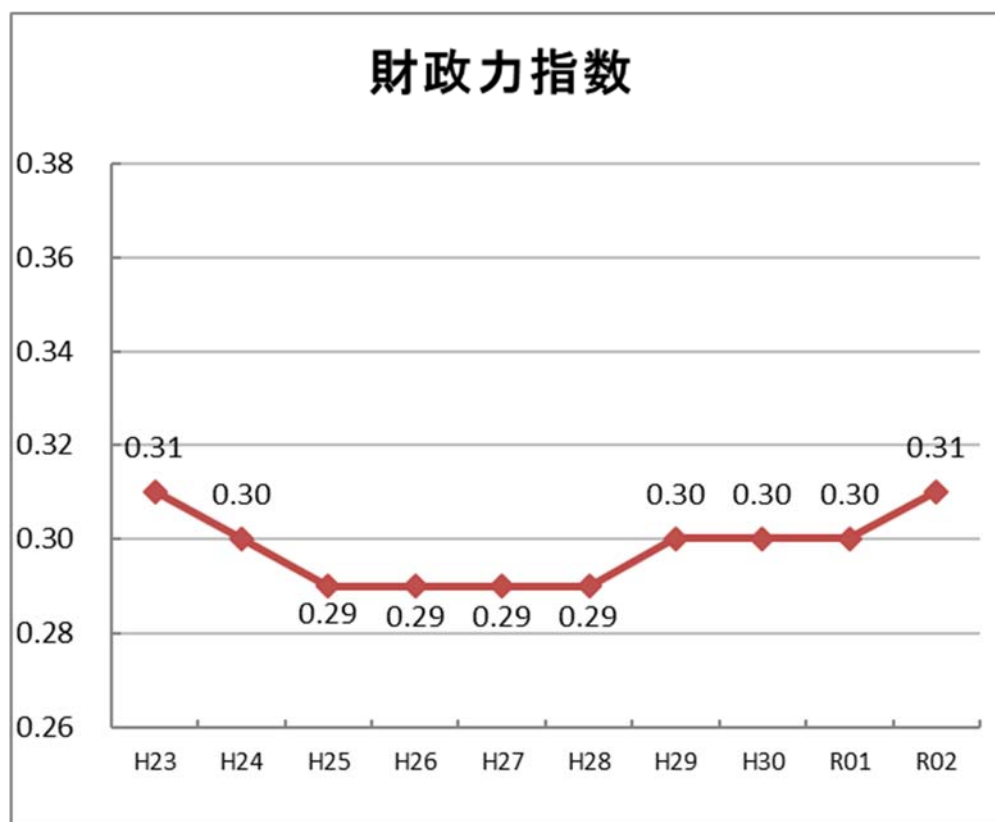


イ 財政指標

① 財政力指数

地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値。この指数が1に近いほど普通交付税算定上の留保財源が大きく財源に余裕があるとされ、1を超えると普通交付税が交付されない不交付団体となる。

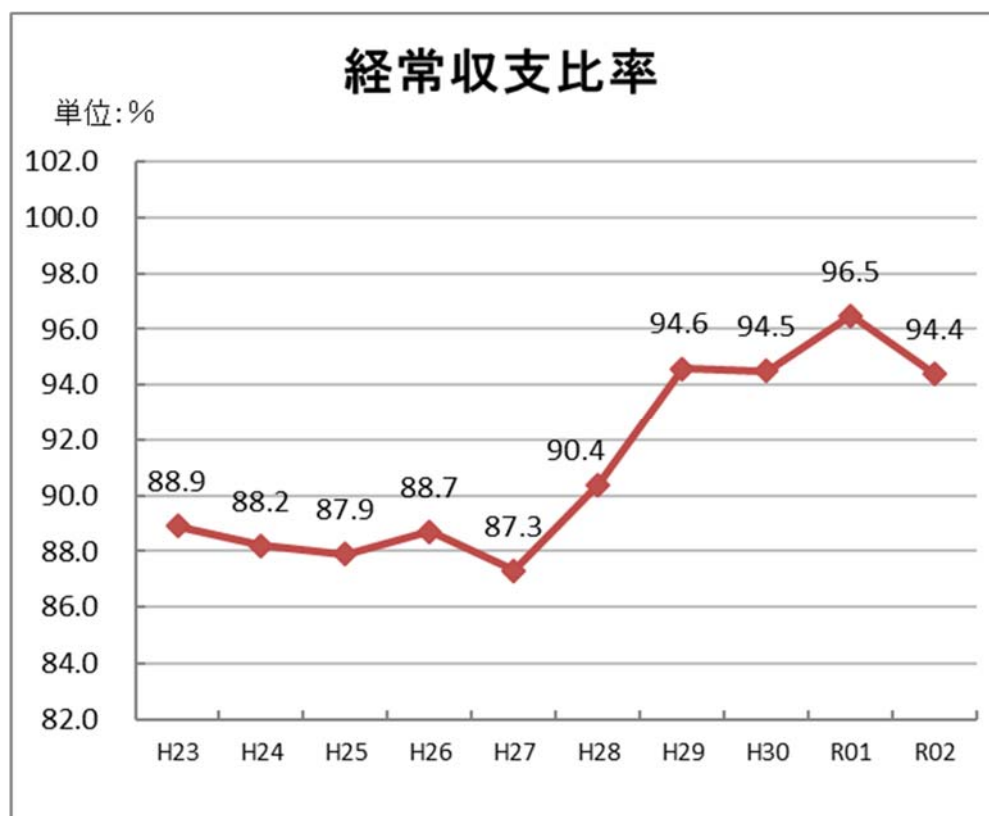
本市の財政力指数は、類似団体平均である0.4を下回る0.3付近を推移する状況が続いているため、今後は市税徴収率の向上はじめ自主財源の確保に努め、財政基盤の強化を図る。



② 経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指数。毎年度経常的に収入される一般財源のうち、毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合。

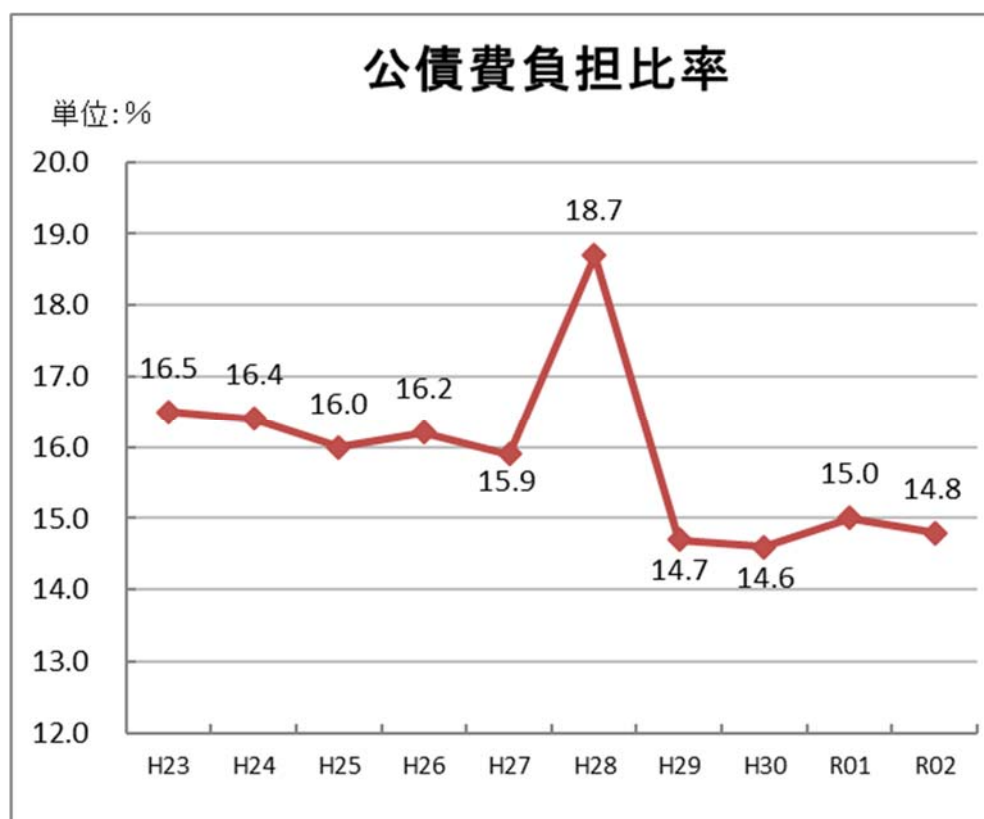
本市の令和2年度は94.4%となっており、市町村において財政構造の硬直化が進んでいるとされる90%を超え、類似団体平均である93.7%も上回っている状況であることから、今後は市税等自主財源の確保に努めるとともに、経常的な経費を抑制する取組等により、財政構造の改善に努める。



③ 公債費負担比率

財政構造の弾力性を判断する指標で、一般財源総額に占める公債費の比率。高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表す。一般的に15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされている。

本市の公債費負担比率は類似団体平均である16.4%を下回っているものの、警戒ラインとされる15.0%付近を推移する状態が続いていることから、今後は、毎年度の市債発行額に上限を設け、その範囲内で投資事業を実施していくこと等により、借入と元金償還のバランスを図りながら資金管理の改善に努める。



ウ その他の指標

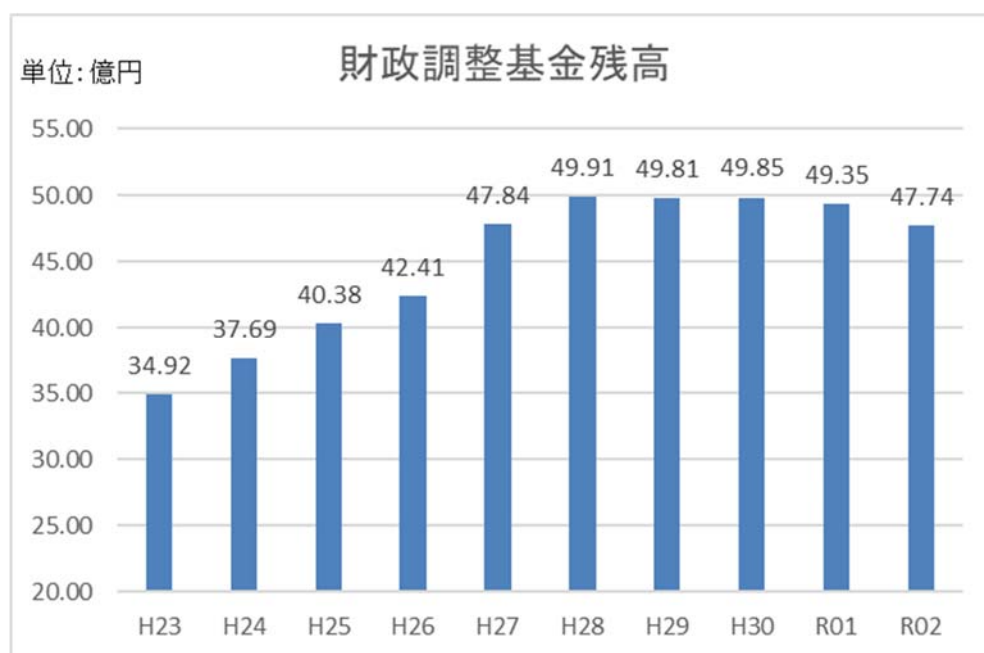
① 財政調整基金残高

健全な財政運営を図る上で必要不可欠な基金であり、財政調整基金条例に基づき、災害対応やその他の特別な財政需要、さらに年度間の財源調整を目的に運用している。

本市では、普通会計予算規模の約一割に相当する三十億円に、普通交付税の算定替えや人口減少などによる一般財源の減少対応分を加えた四十億円を目安に維持することとしてきた。

本市の令和2年度末残高は47.74億円となっており、これまで合併市町村の普通交付税が一定規模保障される特例期間に行財政改革等を進め、収支均衡の財政運営（その年の歳出はその年の歳入で賄う）を心がけながら、一定程度の基金残高を維持してきた。

今後は、歳入の大幅な伸びが見込めない一方、歳出においては新皆瀬庁舎整備事業や湯沢駅周辺複合施設整備事業などの大型事業に加え、公共施設再編計画に基づく長寿命化に一定の経費が見込まれることから、これまで以上に計画的な財政運営に努める。

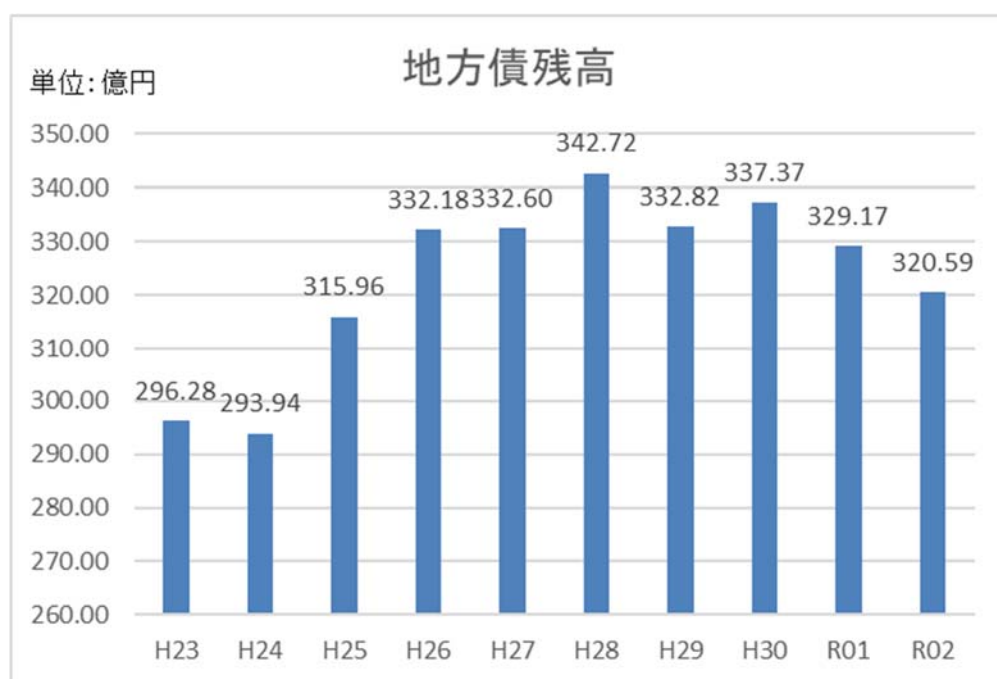


② 地方債残高

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいう。

公共施設の建設事業や災害復旧事業など単年度に多額の財源を必要とする事業について、地方債の発行により所要資金を調達することにより、当該事業の円滑な執行が確保できることに加え、これに係る財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能を有しており、将来、便益を受けることとなる後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かちつことを可能にしている。

本市の地方債残高は、平成 25 年度以降の大型事業の実施により 300 億円を超え、令和 2 年度末では 320.59 億円となっていることから、今後は、地方債の発行上限を年間 20 億円以内に抑制するなど後年度の財政負担を抑制する取組等により、地方債残高の逡減を図る。



③ 公営企業会計（上水道、下水道）に対する経常的補助金等

公営企業会計には、企業の経営活動に要する収益的収支（3条予算）と、経営規模の拡大に要する資本的収支（4条予算）があり、それぞれ一般会計から地方公営企業法等に基づき繰り出す「基準内繰出金」と、繰出基準以外で繰り出す「基準外繰出金」を充てている。

本市では、令和2年4月から簡易水道事業と下水道事業が地方公営企業会計の適用（法適化、全部適用）となり、一般会計から公営企業会計（上水道、下水道）に繰り出した経常的補助金等は、最も大きかった平成29年度と比較して1.86億円減少し8.49億円となった。

今後は、ストックマネジメントによる施設管理の最適化を目指し、一般会計からの経常的補助金等も踏まえた中長期的な将来見通しに基づく経営戦略を策定すること等により、永続的かつ安定的な公営企業経営に努める。

